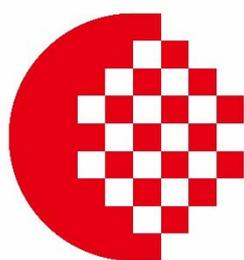


**令和2年度
文化芸術による子供育成総合事業
—巡回公演事業—**

実施の手引き

(学校用)



文化庁

**文化庁参事官(芸術文化担当)付
学校芸術教育室芸術教育推進係**

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

目 次

① 「文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—」 概要	…	1-2
② 事業実施について	…	3-8
③ ワークショップについて	…	9-11
④ 本公演について	…	13-18
⑤ 交通費について	…	19-23
⑥ 「令和2年度文化芸術による子供育成総合事業 —巡回公演事業—」公演団体一覧	…	25-28
⑦ 「文化芸術による子供育成総合事業」ウェブサイト	…	29-30
⑧ 「文化芸術による子供育成総合事業」実施要綱	…	31-35

文化芸術による子供育成総合事業 事務局

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏
文化芸術による子供育成総合事業事務局
〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24
西新宿KFビル3階(KNTビジネスクリエイト内)
TEL: 0570-064-203 / FAX: 03-6730-6006 / E-mail: j2-kodomogejutsu@gp.knt.co.jp
事業ウェブサイト URL: <http://www.kodomogejutsu.go.jp/>
※開局時間 10:00-17:00(平日)

①「文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—」概要

① 「文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—」概要

①-1: 事業の趣旨

文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—は、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的とした事業です。

①-2: 事業実施方法

全国を10ブロックに分割し、公演種目(合唱、オーケストラ等、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸、映像、メディアアート等)を割り振って実施します。公演の実施に当たっては、事前に公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行います。

①-3: 事業実施期間

実施期間は次のとおりとします。

(1)ワークショップ: 令和2年5月7日(木)から令和3年1月29日(金)まで

(2)公演: 令和2年6月1日(月)から令和3年1月29日(金)まで

※今年度の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常期間内での実施が難しい場合があるかと思っておりますので、令和3年2月26日(金)までを対象実施期間とします。

令和3年2月1日以降への日程延期等が見込まれる場合は実施団体又は事務局まで御連絡ください。

①-4: 事業計画

令和2年度公演団体の実施計画書を参照してください。実施計画書が掲出されるまでの期間は、令和2年度学校募集の際に提示している「実施希望調書」の内容を参照してください。

※なお今年度の実施については、新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止の観点から、必要に応じて、プログラムや実施方法を一部変更して行う場合があります。また、実施にあたり懸念事項等がある場合は、実施団体又は事務局へ御相談ください。併せて、対応検討のために実施団体より事前調整の御連絡が入ることがありますので、御協力いただけますようお願いいたします。

①-5: 主催者

主催者は次のとおりとし、必要に応じて会場の管理者、市(区)町村、市(区)町村教育委員会を共催者として加えることができます。

(1)文化庁

(2)都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数(以下「都道府県等」という)。

(3)小学校・中学校等

①-6: 会場

実施会場は、原則として小学校・中学校等の施設とします。ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設がない場合等には、文化施設等適切な施設で実施することができます。この場合の経費は、児童・生徒の移動費を除き、学校又は共催者の負担となります。

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、三密(密集・密閉・密接)にならないようにする等の工夫をお願いします。

①-7: 参加者

児童・生徒、教職員、保護者等を対象としています。

※より多くの児童・生徒が優れた舞台芸術に触れられるよう複数校による合同開催を行う場合は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、三密(密集・密閉・密接)にならないよう、鑑賞人数の再調整等の工夫をお願いします。なお大規模校であり1公演内では1学年全体の鑑賞も困難な状況や、応募時に合同開催の調整済みであり調整が困難な場合は、実施団体へ御相談ください。

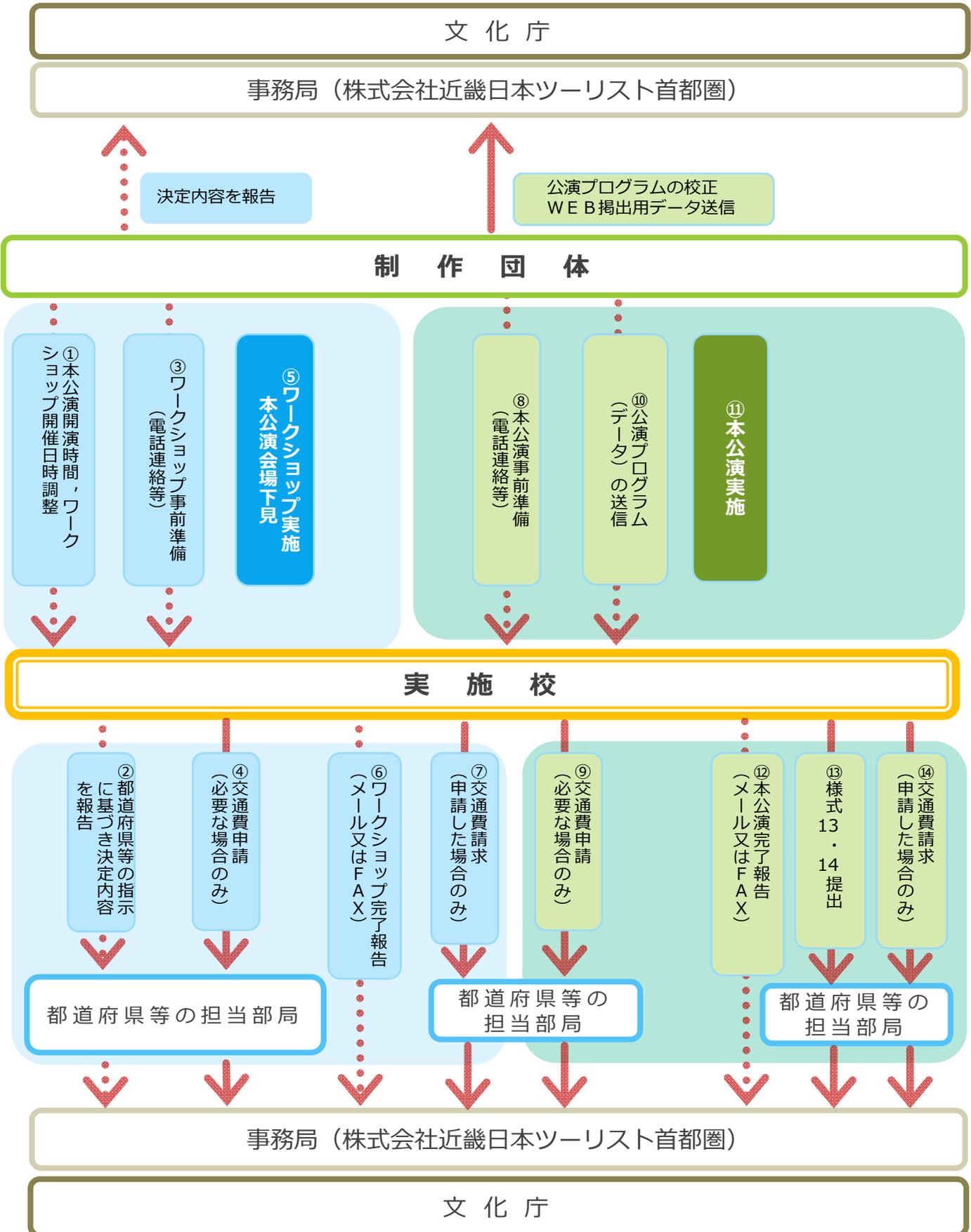
② 事業実施について

② 事業実施について



※令和2年度の実施においてはワークショップを事前に行うことが困難な場合、安全性の観点から、別途会場下見のみを行うことがあります。

②-1： 事業の流れ



②-2: 学校の負担経費

文化庁が、公演に直接係る経費、公演団体の交通費及び児童・生徒の開催場所への移動に係る経費(20ページ「⑤交通費について」参照)を負担します。

それ以外の経費(下記①～④)は実施校又は共催者の負担となります。

- ①学校の施設設備の使用に係る経費:光熱水料, 灯油代, 暖房機レンタルなど
- ②体育館の条件整備に係る経費:ピアノ移動・調律費など
- ③文化施設を利用する場合の会場借上料(付帯設備等を含む)
- ④その他: 諸雑費

- 公演内容・時期により, 上記の費用が必要となる場合がありますので留意してください。
- 公演に支障のないよう, 準備をお願いします。

②-3: 提出書類 一覧

種類	様式	提出書類	提出先	宛名	締切	提出方法
交通費を申請する場合	様式11	交通費申請書 + バス会社等の見積書	都道府県・政令指定都市教育委員会	文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室芸術教育推進係及び株式会社近畿日本ツーリスト	都道府県等から事務局への提出締切:実施の30日前迄 ※書類の回収窓口・回収方法・提出締切日は都道府県ごとに異なります。各都道府県等の指示に従ってください。	PDFデータを送信
	様式12	交通費支払依頼書兼請求書 + バス会社等の請求書		株式会社近畿日本ツーリスト	都道府県等から事務局への提出締切:公演終了後30日又は3月10日いずれかの早い方 ※書類の回収窓口・回収方法・提出締切日は都道府県ごとに異なります。各都道府県等の指示に従ってください。	【様式12】業者請求書ともに原本を郵送
完了確認・報告書	様式13	実施報告書	都道府県・政令指定都市教育委員会	文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室芸術教育推進係及び株式会社近畿日本ツーリスト	都道府県等から事務局への提出締切:公演終了後30日又は3月10日いずれかの早い方 ※書類の回収窓口・回収方法・提出締切日は都道府県ごとに異なります。各都道府県等の指示に従ってください。	押印原本を郵送
	様式14	実施状況調		—		Excelデータを送信
	任意様式	実施終了報告(ワークショップ・本公演)	株式会社近畿日本ツーリスト	文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室芸術教育推進係及び株式会社近畿日本ツーリスト	実施当日又は翌日までにメール又はFAXにて事務局まで送信してください。	メール又はFAX(詳細はP10,14参照)

※感想文等については, 直接団体へ御送付ください。

各書類様式は下記の**本事業のウェブサイトよりダウンロード**してください。(30ページ参照)

URL <http://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

②-4: 留意事項

① 事務の外部委託について

本事業は、外部業者へ事務を委託して実施します。

都道府県等・教育委員会を通じて提出される書類の宛名は、提出先と宛名が異なる場合がありますので、御注意ください。【様式13】実施報告書については文化庁及び株式会社近畿日本ツーリスト首都圏宛て、【様式12】交通費支払依頼書兼請求書については株式会社近畿日本ツーリスト首都圏宛てとしてください。[※詳しくは5ページを参照してください。](#)

② 安全確保について

ワークショップや公演当日の共演時、また舞台装置の搬入・搬出時等においても、安全確保については十分に留意してください。

③ 児童・生徒の参加について

※ワークショップ・公演当日の共演の参加については、**三密(密集・密閉・密接)にならないよう、実施前に必ず**制作団体と相談してください。

④ 公演団体との連絡調整について

実施校は、制作団体と連絡を取り、十分な事前調整を行ってください。ワークショップ・本公演がより充実したものとなるよう、共演内容や方法についてもよく話し合った上で内容を決定してください。

また、事業の円滑な実施のため、次のような点についても確認してください。

【スケジュール】

- ・公演団体の来校時間
- ・搬出入の流れと時間
- ・リハーサル(共演のリハーサルを含む)等
- ・休憩のタイミング

【撮影について】

- ・写真や動画の撮影が可能か

【その他】

- ・搬出入の経路等
- ・来場する車両の大きさ(寸法・重量)
- ・その車両が通れる経路はどこか
- ・駐車位置はどこか(体育館に横付け可能か) 等
- ・昼食のとり方
- ・ゴミの処理の方法
- ・控室の準備
- ・**コロナウイルス感染症予防対策** 等

※特に、応募の際に確認いただいた団体の出演希望調書内の会場条件について、十分に満たしていないものがある場合は、ワークショップの前に必ず団体側へお伝えいただき、会場の確認に立ち会いたい等御協力をお願いします。

⑤ 関連の取組について

本事業の実施に関連して、授業時間やワークショップ・本公演の前後の時間を使って、あるいは本公演プログラムの一環として、次のような取組を実施するとより効果的です。

- ・関連内容の授業の実施
- ・感想発表
- ・質問コーナー
- ・舞台裏見学 等

これらの活動は、公演内容の理解を深めるだけでなく、児童・生徒にとって公演団体と身近に交流する貴重な時間となりますので、本事業の実施を普段はできない様々な学習の機会として活用してください。

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、三密(密集・密閉・密接)にならないようにする等の工夫をお願いします。

⑥ 会場設営について

搬入・会場設営は、基本的には公演当日の朝に行いますが、公演日程や仕込みの内容等によっては前日から作業を行う場合があります。作業予定については制作団体に確認を取り、調整してください。また、会場設営のための協力人員をお願いする場合があります。可能な限り御協力をお願いします。

⑦ 日程の変更について

原則として本事業(ワークショップ・本公演ともに)の延期・中止は認められませんが、台風・インフルエンザ等のやむを得ない理由により予定していた日程での実施が不可能となった場合、速やかに都道府県等へ報告してください。また、制作団体と連絡をとり、延期日程を調整してください。延期日程が決まり次第、都道府県等へ報告してください。(変更届書の作成については適宜御案内します。)

※手続きの流れについては8ページの「(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き」を参照してください。

⑧ その他

- 公演終了時に学校から公演団体に対し、花束を贈呈している事例がありますが、強制ではありません。

※実施にあたり、新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策について懸念事項等がある場合は、実施団体又は事務局へ御相談ください。また、授業時間との兼ね合い等から、ワークショップの時間が確保できない等の状況が見込まれる場合も、できる限り早い段階で実施団体へ御相談ください。実施時間の短縮や事前学習教材の送付等、必要に応じた対応を検討します。(事業全体の予算には限りがありますので、必ず御希望に沿えるということではありませんが、事業全体の状況を踏まえ、文化庁、事務局、実施団体間において、可能な限り対応を検討します。何卒、御理解と御協力をいただけますようお願いいたします。)

③ ワークショップについて

③ ワークショップについて

舞台鑑賞だけでなく、事前にワークショップを行い、公演当日に公演団体と子供たちが共演することが、この事業の大きな特徴です。ワークショップの実施に当たっては、下記の点に注意してください。

③-1: ワークショップについて

ワークショップは、原則として本公演の1か月前までに、制作団体から指導者を数名派遣し、授業2時間程度(90分程度)行います。日程・時間は、実施校と制作団体との間で調整してください。

ワークショップまでに、練習等の児童・生徒による準備が必要な場合は、事前に資料(台本、楽譜、音源、映像など)を制作団体から送付します。

※今年度の実施については、新型コロナウイルス感染症の防止対策の兼ね合いにより、通常の形式でのワークショップ実施が困難な場合も想定されます。ワークショップの中止や変更の必要が生じた場合は、速やかに制作団体へ御相談ください。各制作団体においては、ワークショップ実施形態や実施方法について代替案の提案が可能な場合があります。

③-2: ワークショップ終了後の報告書類

令和2年度より変更となりますので御留意ください。

ワークショップの終了後、実施完了報告を当日又は翌日までに、メール又はFAXにて事務局まで送信してください。

※ メール送信先 : jsub-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

※ FAX送信先 : 03-6730-6006

●メール送信の場合は、下記の項目を報告してください。(FAX送信:11ページ参照)

件名:【△△県】〇〇学校【ワークショップ実施完了報告】令和2年度巡回公演事業

令和2年度巡回公演事業につきまして、ワークショップの実施が完了しました。

実施校名:〇〇学校 (決定通知の学校名)

実施日:△月△日△曜日

制作団体名:株式会社〇〇

公演団体名:〇〇劇団

学校担当者名:

※ 実績確認となるため、記入内容に間違いがないよう、十分注意してください。

●FAX送信任意様式

送信先FAX番号 03-6730-6006	令和 年 月 日
文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室芸術教育推進係 (株)近畿日本ツーリスト首都圏 御中	実施日又はFAX送信日を記入してください。
	決定通知の学校名を記入してください。
実施校名:	
学校担当者名:	
ワークショップ完了確認書	
令和2年度「文化芸術による子供育成総合事業」—巡回公演事業— ワークショップは、下記のとおり完了したことを確認しました。	
ワークショップの実施日は、以下を参考にご報告ください。 ・通常開催又は短縮の場合→ワークショップ実施日 ・本公演当日組込む場合→本公演実施日 ・教材学習(WEB鑑賞含む)場合→教材納品日 ・オンライン実施の場合→オンライン実施日	
実施日:	
制作団体名:	
公演団体名:	
正式団体名は手引き25～28ページを参照してください。	

memo

④ 本公演について

④ 本公演について

④-1: 本公演について

公演当日は、舞台鑑賞のほか、子供たちと公演団体との共演を行います。共演内容・方法については、公演団体と十分話し合い、実施してください。

④-2: プログラムについて

公演団体から実施校にデータを送付します。各実施校にて必要部数を印刷し、配布してください。

④-3: 公演終了後の報告書類

本公演終了後、実施完了報告を当日又は翌日までに、メール又はFAXにて事務局まで送信してください。

※ メール送信先: jsub-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

※ FAX送信先 : 03-6730-6006

●メール送信の場合は、下記の項目を報告してください。(FAX送信:15ページ参照)

件名:【△△県】〇〇学校【本公演実施完了報告】令和2年度巡回公演事業

令和2年度巡回公演事業につきまして、本公演の実施が完了しました。

実施校名:〇〇学校 (決定通知の学校名)

実施日:△月△日△曜日

制作団体名:株式会社〇〇

公演団体名:〇〇劇団

学校担当者名:

※ 実績確認となるため、記入内容に間違いがないよう、十分注意してください。

④-4: 公演終了後の提出書類

本公演終了後、次の書類を提出してください。【様式13】実施報告書、【様式14】実施状況調 については、書類の回収窓口・回収方法・提出締切日が都道府県等毎に異なりますので留意してください。

【様式13】 実施報告書 **提出: 原本**

※原則実施終了後30日以内又は3月10日のいずれか早い方に書類が事務局へ到着するよう、都道府県等の担当部局の指示に従って提出してください。

【様式14】 実施状況調 **提出: Excelデータのみ**

※原則実施終了後30日以内又は3月10日のいずれか早い方に書類が事務局へ到着するよう、都道府県等の担当部局の指示に従って提出してください。

④-5: その他の留意事項

実施報告書及び実施状況調の内容は、今後、文化庁の資料として使用することや本事業のウェブサイト等で公開することがありますので、あらかじめ関係者の承諾を得ていただくようお願いいたします。また、提出された資料等は返却いたしません。

●FAX送信任意様式

送信先FAX番号 03-6730-6006	令和 年 月 日
文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室芸術教育推進係 (株)近畿日本ツーリスト首都圏 御中	実施日又はFAX送信日を記入してください。
実施校名： 学校担当者名：	決定通知の学校名を記入してください。
公演完了確認書	
令和2年度「文化芸術による子供育成総合事業」—巡回公演事業—は、 下記のとおり完了したことを確認しました。	
実施日：	
制作団体名：	
公演団体名：	
正式団体名は手引き25～28ページを参照してください。	

提出： 原本

実施日又は提出する日付を必ず記入してください。

様式13		第 号		令和 年 月 日
文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室芸術教育推進係 (株)近畿日本ツーリスト首都圏	御中	決定通知に記載されている都道府県・政令指定都市名を選択してください。		
	都道府県 政令指定都市名			
	実施校名	印		
	実施校所在地			
	実施校代表者			

「都道府県 政令指定都市」名の選択後に実施校を選択してください。なお、決定通知を受けた後に学校名の変更があった場合は、変更届の提出が必要です。速やかに担当の行政主管へ連絡してください。※選択ができない、選択項目がない場合は、記入をお願いします。

公印を忘れずに押印してください。

**令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—
実施報告書**

令和 年 月 日付け2文参芸第 号により決定のありました令和2年度文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—について、事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

決定通知に記載されている文書番号を記入してください。※ご不明な場合は、担当の行政主管にご確認ください。

記

※都道府県・政令指定都市ご担当者には、決定通知に記載されている文書番号を採択校へご連絡ください。記載がない場合は、再発行依頼又は、受取ができませんのでご注意ください。※文書番号は、採択時期により異なります。

制作団体名	
公演団体名	実施校名を選択すると、制作団体名、公演団体名が表示されます。(表示されない場合は、団体一覧P25-28を参照の上、記入ください。)
ワークショップ 実施日	令和 年 月 日 曜日
本公演 実施日	令和 年 月 日 曜日
事業内容	
事業実施による 効果及び成果	今後の事業運営にあたり、参考とさせていただきます。必ず御記入くださるようお願いいたします。
今後の課題 及び問題点	今後の事業運営にあたり、参考とさせていただきます。お気づきのことがございましたらできる限り御記入くださるようお願いいたします。

黄色の箇所を記入してください。

朱色の箇所は選択式になっています。

水色の箇所は計算式又は自動反映が設定されていますので、青色の欄には入力しないでください。

* 入力必須項目

様式14 令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業-巡回公演事業-実施状況調 No.1

*: 記入必須項目

都道府県・政令指定都市名一実施校名の順に選択してください。

ブロック A	種目 ミュージカル	都道府県・政令指定都市* 〇〇県	実施校名* 〇〇市立〇〇小学校
公演団体 〇〇〇〇		担当者* 〇〇〇〇	連絡先 (〇〇-〇〇)

ワークショップ 【実施日】* 令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 ()

会場*	合同開催校の体育館	(会場)その他を選択した場合
参加者数*		合同開催校名
※合同開催校がある場合、合計人数を記入してください。		1 〇〇町立〇〇小学校 6
小	100 人	2 〇〇市立〇〇小学校 7
小 2	100 人	3 〇〇市立〇〇中学校 8
小 3	90 人	4 〇〇町立〇〇中学校 9
	90 人	5 〇〇市立〇〇小学校 10
	90 人	実施内容(250文字)*
	80 人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
中 2		
中 3		
在校生その他		
教職員	20 人	
保護者等		
参加者 総合計	570 人	

決定通知後に学校名の変更があった場合は変更届の提出が必要です。速やかに担当の行政主管へ連絡してください。

計算式が設定されていますので、青色の欄には入力しないでください。

選択式、その他を選択した場合は、会場の種類を記入してください。

合同開催の場合は合計人数を記入してください。

選択式、その他を選択した場合は、会場の種類を記入してください。

合同開催の場合は合計人数を記入してください。

10校以上の合同開催を実施した場合は、事務局までお申し出ください。

計算式が設定されていますので、青色の欄には入力しないでください。

①, ⑤の場合は教科又は行事を記載してください。

※該当する番号を選び記入してください。*

用途	金額	負担者	合計
			0 円

①通常教科() ②総合的な学習の時間 ③学校行事 ④課外活動 ⑤その他()

ワークショップ ① 音楽 本公演 ③

①, ⑤の場合は教科又は行事を記載してください。

⑤ 交通費について

⑤ 交通費について

⑤-1: 交通費の申請

【対象内容】

実施校又は合同開催参加校の児童・生徒及び教職員が、本公演及びワークショップへ参加するに当たり、会場(他校又は文化施設)へ移動するための交通費(バス借料・公共交通機関運賃)を申請することができます。

【申請先及び申請締切日】

申請方法、締切日については、都道府県・政令指定都市毎に異なります。交通費申請の手続方法・提出先については都道府県等の担当部局の指示に従ってください。なお、各都道府県等は30日前までに事務局へ申請書を提出する必要がありますので、直前の申請とならないよう留意してください。

【申請者】

原則として各参加校毎(交通費申請を必要とする学校毎)

※次の場合は複数校分の申請を代表校が行うことが認められますが、【様式11】交通費申請書は学校毎に作成し、提出してください。また、見積書内にバス等を利用する学校名を全て記載していただけるよう依頼してください。

- ・複数校間のピストン輸送が発生する等の理由により、学校毎に見積書を取得できない場合。
- ・都道府県等が複数の学校分のバスを一括して手配する場合。

【合同開催参加校への連絡調整について】

交通費の申請について、実施校は、都道府県等から受けとった指示を必ず合同開催参加校へ共有してください。また、合同開催参加校が申請書を作成し提出する場合の提出方法は都道府県等の指示に従ってください。

【提出書類】

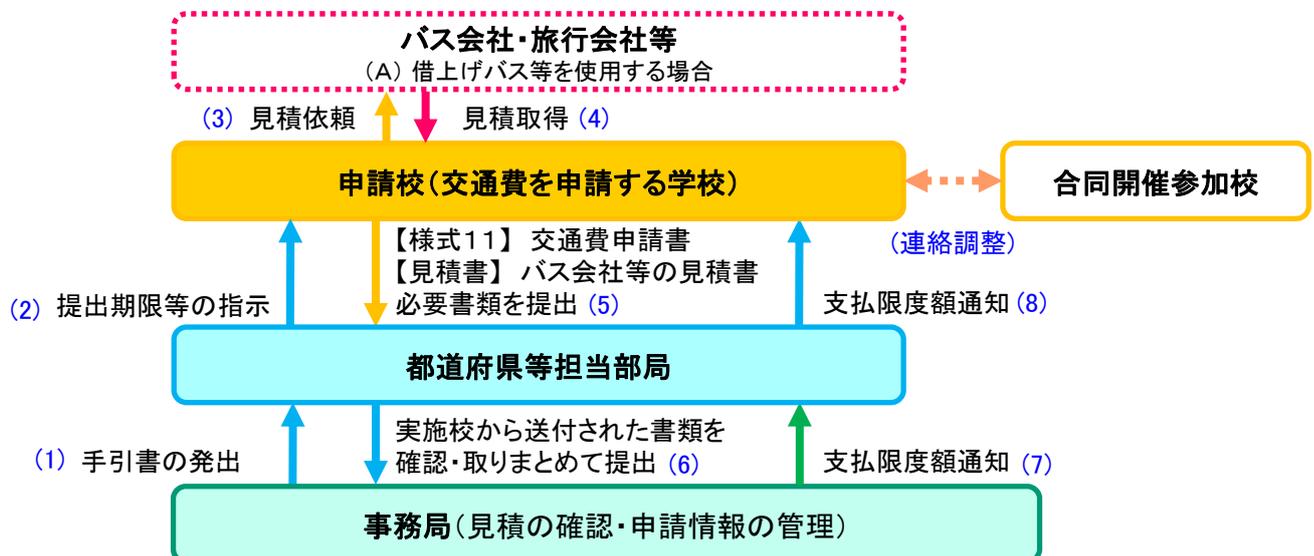
借上げバス等を使用する場合	【様式11】交通費申請書 【見積書】業者見積書	提出方法:データ
公共交通機関を使用する場合	【様式11】交通費申請書	※業者見積書写しはPDFにして添付してください。

⑤-2: 支払限度額・支払額

【様式11】交通費申請書提出後に、支払限度額を通知します。

移動経費(実費)が、先に通知した支払限度額を下回った場合は、その金額が支払額となります。

(⑤-1: 交通費の申請の流れ)



⑤-3: 交通費の請求

【申請先 及び申請締切日】

申請方法、締切日については、都道府県・政令指定都市毎に異なります。各都道府県等の指示に従い、期限に余裕を持って提出してください。なお、請求書の受付は、文化庁から事務局へ概算払があり支払いの準備が整った後に開始します。請求書の受付開始前に交通費が発生する場合は、利用する業者へ必ずこの点をお伝えください。

【提出書類】

借上げバス等を使用した場合	【様式12】交通費支払依頼書兼請求書 【請求書】業者請求書又は立替払領収書	提出方法: 郵送のみ
公共交通機関を使用した場合	【様式12】交通費支払依頼書兼請求書	提出方法: 郵送のみ

※公共交通機関を使用し、領収書・請求書が発行されない場合は、【様式12】のみ提出してください。

※請求書の宛名は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏としてください。

(株式会社近畿日本ツーリスト首都圏以外の宛名の請求書ですと支払いができません。)

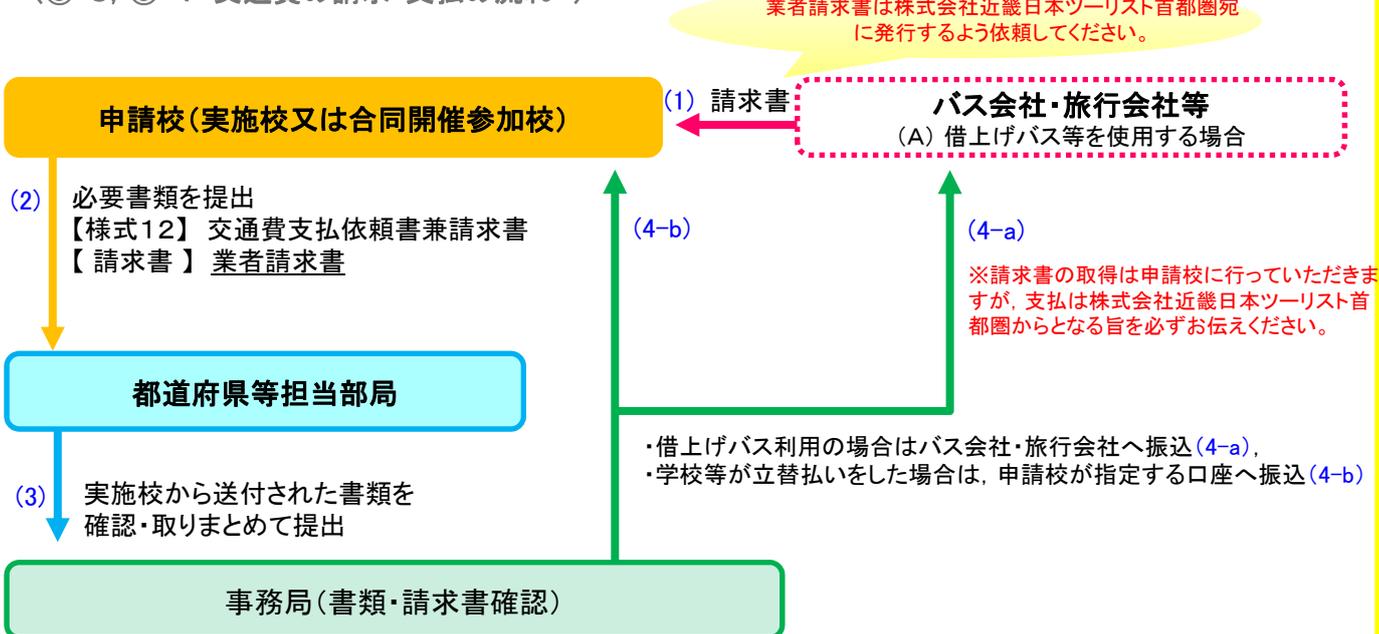
※事務局から直接業者へ振り込む旨を、必ず業者へ伝えてください。

※請求書の受付開始前に業者へ代金を支払う必要がある等の理由により、都道府県等や学校が業者からの請求を受け、支払った代金を株式会社近畿日本ツーリスト首都圏へ請求する場合、立替払領収書及び【様式12】交通費支払依頼書兼請求書を提出してください。

⑤-4: 交通費の支払方法

【様式12】交通費支払依頼書兼請求書, 【請求書】の内容確認後、借上げバスを利用した場合はバス会社又は旅行会社へ、都道府県等や学校が立替払をした場合は、実施校が指定する口座へ交通費を支払います。

(⑤-3, ⑤-4 交通費の請求・支払の流れ)



**提出:データ可
郵送可**

※ワークショップ時利用分、本公演時利用分は分けて作成してください。
※申請する学校毎に作成してください。

様式11		令和 年 月 日	
令和2年度「文化芸術による子供育成総合事業」—巡回公演事業— 交通費 申請書(見積書)			
交通費申請校			
学校名	申請する学校の校名を記入してください。		
学校所在地			
担当者名		連絡先	
移動者数	必ず記入してください。	人	どちらかに ○をつけてください。
実施日	令和 年 月 日 ()	ワークショップ ・ 本公演 (どちらかに○をつけてください)	
公演団体名※		実施校※	
会場	実施校名を選択すると公演団体が表示されます。選択できない場合や表示されない場合は、P25-28の団体一覧を参照の上、記入ください。	会場所在り地	※実施校名を選択すると、公演団体が表示されます。
費用見積			
移動経費	移動手段	金額	数量
	公共のバス・電車を利用する場合は路線名と区間(発着駅)を記入してください。	円 ×	台 = 0 円
		円 ×	台 = 0 円
		移動経費 合計	0 円
◎業者を利用する場合は 必ず見積書を添付 してください。			

公共交通機関使用の場合は
●●円 × ■■ 人
バス等の場合は
●●●●円 × ◆◆ 台

提出：郵送のみ

※ワークショップと本公演の両方で申請している場合も、各申請ごとに作成してください。

様式12																					
令和2年度「文化芸術による子供育成総合事業」—巡回公演事業— 交通費 支払依頼書兼請求書																					
令和 年 月 日																					
(株) 近畿日本ツーリスト首都圏 宛																					
<p>【様式11】交通費申請書を記入・申請した学校が記入してください。</p> <p>交通費申請校 (学校名) (代表者名)</p> <p>本事業に関する経費を下記の通り請求いたします。</p>																					
<p>【様式12】を記入する日付</p> <p>公印を忘れずに押印してください。</p>																					
実施日	令和 年 月 日 ()																				
公演団体名 ※	実施校 ※																				
会場	会場所地																				
交通費申請校	※実施校名を選択すると、公演団体名が表示されます。																				
学校名	交通費を申請した学校名を記入してください。																				
学校所在地																					
担当者名	連絡先																				
移動者数	人																				
支払金額																					
移動経費 (実費)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>移動手段</th> <th>数量</th> <th>円 ×</th> <th>台 =</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">移動経費合計</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	移動手段	数量	円 ×	台 =	円											移動経費合計				円
移動手段	数量	円 ×	台 =	円																	
移動経費合計				円																	
支払限度額	<p>通知を受けた上限額を記入してください。</p> <p>円</p> <p>支払依頼額</p> <p>円</p> <p>【注意】支払依頼額は、支払限度額を超えることはできません</p>																				
振込先																					
口座名義	<p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>住所 丁目 府 県</p> <p>未記入がある場合は振込できません。必ず全て記入してください。</p>																				
金融機関	銀行・信用金庫 支店 支店																				
預貯金種別	1. 普通 (総合) 2. 当座 金融機関コード 支店コード																				
口座番号																					

◎業者を利用した場合は必ず請求書または領収書を添付してください。
◎未記入があった場合は振込できません。必ず全て記入してください。

memo

⑥「令和2年度文化芸術による子供育成総合事業-巡回公演事業-」公演団体一覧

⑥「令和2年度文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—」公演団体一覧
A～Cブロック

ブロック	区分 採択	分野	種目	制作団体名	公演団体名	郵便番号 (制作団体)	所在地 (制作団体)
A 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 札幌市 仙台市	B	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 東京フィルハーモニー交響楽団	東京フィルハーモニー交響楽団	163-1408	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー8F
	A	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 新日本フィルハーモニー交響楽団	新日本フィルハーモニー交響楽団	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-3 すみだトリフォニーホール7階
	A	音楽	音楽劇	公益財団法人 日本オペラ振興会	藤原歌劇団	150-0001	東京都渋谷区神宮前4-3-15 東京セントラル表参道317号
	A	演劇	児童劇	有限会社 劇団あとむ	有限会社 劇団あとむ	169-0051	東京都新宿区西早稲田1-4-18 稲穂ビル202
	A	演劇	児童劇	有限会社 劇団角笛	有限会社 劇団角笛	176-0014	東京都練馬区豊玉南2-22-6
	A	演劇	演劇	一般社団法人 演劇集団ワンダーランド	一般社団法人 演劇集団ワンダーランド	160-0023	東京都新宿区西新宿7-18-13 ハイム大成ビル203
	A	演劇	ミュージカル	株式会社 オールスタッフ	ミュージカルカンパニーイツフォーリーズ	111-0051	東京都台東区蔵前2-4-5 K-FRONTビル8F
	A	舞踊	現代舞踊	有限会社 マジェスティック	平富恵スベイン舞踊団	115-0055	東京都北区赤羽西4-21-22
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 万作の会	万作の会	112-0014	東京都文京区関口2-2-7
	A	伝統芸能	邦楽	有限会社 古典空間	邦楽囃子方集団 若獅子会	151-0062	東京都渋谷区元代々木町10-2 西俣ビル1F
	A	伝統芸能	演芸	株式会社 影向舎	めばえ寄席「〇〇亭」	243-0005	神奈川県厚木市松枝1丁目4番7号
	C	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 東京フィルハーモニー交響楽団	東京フィルハーモニー交響楽団	163-1408	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー8F
B 山形県 福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 さいたま市	A	音楽	合唱	株式会社 東京合唱協会	東京合唱協会	178-0063	東京都練馬区東大泉3-22-15 シンフォニープラザ2F
	A	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 仙台フィルハーモニー管弦楽団	仙台フィルハーモニー管弦楽団	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町1丁目3-9
	A	音楽	オーケストラ等	一般社団法人 ジャパン・シンフォニック・ウインズ	シエナ・ウインド・オーケストラ	160-0022	東京都新宿区新宿1-24-7 ルネ御苑プラザ420
	A	演劇	児童劇	有限会社 劇団風の子北海道	有限会社 劇団風の子北海道	001-0027	札幌市北区北27条西11丁目5-7
	A	演劇	児童劇	有限会社 劇団かかし座	有限会社 劇団かかし座	224-0026	神奈川県横浜市都筑区南山田町4820-1
	A	演劇	演劇	特定非営利活動法人 劇場創造ネットワーク	特定非営利活動法人 劇場創造ネットワーク	166-0002	東京都杉並区高円寺北2-1-2
	B	演劇	ミュージカル	株式会社 東京演劇集団 風	東京演劇集団 風	164-0003	東京都中野区東中野1-2-4
	A	舞踊	バレエ	公益財団法人 スターダンサーズ・バレエ団	スターダンサーズ・バレエ団	107-0062	東京都港区南青山2-22-4
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 梅若研能会	公益財団法人 梅若研能会	151-0066	東京都渋谷区西原1丁目4番2号
	A	伝統芸能	邦楽	有限会社 アートウィル	東京打撃団(和太鼓)	158-0082	東京都世田谷区等々力5-15-3
	A	伝統芸能	演芸	公益社団法人 落語芸術協会	日本講談協会	160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2F
	A	メディア芸術	メディアアート等	ワウ 株式会社	WOW	150-0041	東京都渋谷区神南1-14-3
	C	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 東京フィルハーモニー交響楽団	東京フィルハーモニー交響楽団	163-1408	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー8F
	C	伝統芸能	歌舞伎・能楽	一般社団法人 京都能楽囃子方同明会	一般社団法人京都能楽囃子方同明会	616-8372	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町10-10 前川方
C 茨城県 千葉県 東京都 山梨県 千葉市	A	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 東京交響楽団	東京交響楽団	169-0073	東京都新宿区百人町2-23-5
	A	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 札幌交響楽団	札幌交響楽団	064-0931	札幌市中央区中島公園1番15号 (札幌コンサートホール内)
	A	音楽	オーケストラ等	公益社団法人 大阪フィルハーモニー協会	大阪フィルハーモニー交響楽団	557-0041	大阪市西成区岸里1-1-44
	A	演劇	児童劇	一般社団法人 劇団野ばら	一般社団法人 劇団野ばら	203-0012	東京都東久留米市浅間町2-9-8
	A	演劇	演劇	株式会社 デラシネラ	カンパニーデラシネラ	113-0034	東京都文京区湯島2-4-3-808
	A	演劇	ミュージカル	株式会社 劇団ポブラ	劇団ポブラ	105-0021	東京都港区東新橋2-18-2 グラディート汐留2F
	A	舞踊	現代舞踊	特定非営利活動法人 国際文化交流促進協会 カルティベート	特定非営利活動法人 国際文化交流促進 協会 カルティベート	227-0062	神奈川県横浜市青葉区青葉台2丁目6-15 ベルグレイス青葉台607
	B	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 大槻能楽堂	公益財団法人 大槻能楽堂	540-0005	大阪府大阪市中央区上町A番7号
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 アンエンターテイメント	大蔵流狂言	106-0041	東京都中央区銀座7-13-6サガミビル2階
	A	伝統芸能	邦楽	株式会社 三六屋	津軽三味線 あべや	123-0871	東京都足立区椿2丁目23-15
	A	伝統芸能	邦舞	株式会社BOX4628	沖縄伝統組踊「子の会」	171-0014	東京都豊島区池袋3-1-12-702
	A	メディア芸術	メディアアート等	ワウ 株式会社	WOW	150-0041	東京都渋谷区神南1-14-3
	C	伝統芸能	歌舞伎・能楽	一般社団法人 京都能楽囃子方同明会	一般社団法人京都能楽囃子方同明会	616-8372	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町10-10 前川方

⑥「令和2年度文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—」公演団体一覧
D～Fブロック

ブロック	区分採択	分野	種目	制作団体名	公演団体名	郵便番号 (制作団体)	所在地 (制作団体)
D 神奈川県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 横浜市 川崎市 相模原市 静岡市 浜松市 名古屋市	A	音楽	合唱	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	びわ湖ホール声楽アンサンブル	520-0806	滋賀県大津市打出浜15-1
	A	音楽	オーケストラ等 一般社団法人	東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団	一般社団法人 東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団	135-0002	東京都江東区住吉一丁目19番1号
	A	音楽	オーケストラ等 特定非営利活動法人	中部フィルハーモニー交響楽団	中部フィルハーモニー交響楽団	485-0041	愛知県小牧市小牧2-107 小牧市市民会館内
	A	音楽	オーケストラ等 学校法人	大阪音楽大学	ザ・カレッジ・オペラハウス管弦楽団	561-8555	大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号
	B	演劇	児童劇	有限会社 ひとみ座	人形劇団ひとみ座	211-0035	神奈川県川崎市中原区井田3-10-31
	A	演劇	児童劇	株式会社 ともしび	オペレッタ劇団ともしび	171-0033	東京都豊島区高田1-12-17
	A	演劇	演劇	株式会社 劇団芸優座	株式会社 劇団芸優座	182-0025	東京都調布市多摩川2-28-4
	A	演劇	ミュージカル	有限会社 オペラシアターこんにやく座	オペラシアターこんにやく座	214-0021	神奈川県川崎市多摩区宿河原7-14-1
	A	舞踊	バレエ	株式会社 B・シャンブルウエスト	バレエシャンブルウエスト	192-0902	東京都八王子市上野町104-16
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 梅若会	公益財団法人 梅若会	164-0003	東京都中野区東中野2-6-14
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 伝統芸能オフィス	一般社団法人 三宅狂言会	221-0822	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1-15-2 パーソナルハイム東白楽101
	A	伝統芸能	邦楽	株式会社 アート・メディア・オフィス	邦楽グループ「玉手箱」	157-0067	東京都世田谷区喜多見6-4-13-201
	A	伝統芸能	邦舞	株式会社 舞踊集団菊の会	舞踊集団菊の会	161-0031	東京都新宿区西落合2-21-23
	A	伝統芸能	演芸	カンジヤマ・マイム	カンジヤマ・マイム	186-0001	東京都国立市北2-27-15
	A	メディア芸術	メディアアート等	ワウ 株式会社	WOW	150-0041	東京都渋谷区神南1-14-3
	C	演劇	児童劇	有限会社 劇団風の子	劇団風の子	192-0152	東京都八王子市美山町1320-1
E 新潟県 富山県 石川県 福井県 京都府 新潟市 京都市	A	音楽	合唱	公益財団法人 新国立劇場運営財団	新国立劇場合唱団	151-0071	東京都渋谷区本町1丁目1番1号
	A	音楽	オーケストラ等 公益社団法人	大阪交響楽団	大阪交響楽団	590-0074	大阪府堺市堺区北花田口町3-1-15 東洋ビル4階
	A	音楽	オーケストラ等 公益社団法人	山形交響楽協会	山形交響楽団	990-0828	山形県山形市双葉町1-2-38 やまぎん県民ホール内
	A	音楽	音楽劇 特定非営利活動法人	ミラマーレ・オペラ	ミラマーレ・オペラ	223-0053	神奈川県横浜市港北区綱島西2-2-12 プリオール綱島武蔵館503
	A	演劇	児童劇	株式会社 劇団うりんこ	劇団うりんこ	465-0018	愛知県名古屋市長東区八前1丁目112番地
	A	演劇	児童劇	公益財団法人 現代人形劇センター	デフ・パペットシアター・ひとみ	211-0035	川崎市中原区井田3-10-31
	A	演劇	演劇	株式会社 劇団影法師	株式会社 劇団影法師	180-0012	東京都武蔵野市緑町2-1-5
	A	演劇	ミュージカル	有限会社 オペラシアターこんにやく座	オペラシアターこんにやく座	214-0021	神奈川県川崎市多摩区宿河原7-14-1
	B	舞踊	バレエ	公益財団法人 東京シティ・バレエ団	東京シティ・バレエ団	135-0004	東京都江東区森下1-6-14 レックス森下303号室
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	阜風会	阜風会	164-0003	東京都中野区東中野4-30-18 リビオ東中野地下1階小島能舞台内
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	合同会社 大蔵流狂言山本事務所	大蔵流狂言 山本会	166-0012	東京都杉並区和田1-55-9
	A	伝統芸能	邦楽	株式会社 荒馬座	民族歌舞団荒馬座	174-0053	東京都板橋区清水町81-4
	A	伝統芸能	演芸	公益社団法人 落語芸術協会	公益社団法人 落語芸術協会	160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2F
	C	音楽	オーケストラ等 公益財団法人	東京フィルハーモニー交響楽団	東京フィルハーモニー交響楽団	150-0041	東京都渋谷区神南1-14-3
F 三重県 滋賀県 大阪府 奈良県 和歌山県 大阪市	A	音楽	オーケストラ等 公益財団法人	日本フィルハーモニー交響楽団	日本フィルハーモニー交響楽団	166-0011	東京都杉並区梅里1-6-1
	A	音楽	オーケストラ等 公益財団法人	群馬交響楽団	群馬交響楽団	370-8501	群馬県高崎市栄町9番1号
	B	演劇	児童劇	株式会社 劇団芸優座	株式会社 劇団芸優座	182-0025	東京都調布市多摩川2-28-4
	A	演劇	演劇	かわせみ座	かわせみ座	166-0016	東京都杉並区成田西1-4-17
	A	演劇	ミュージカル	一般社団法人 エーシーオー沖繩	ACO沖繩	902-0067	沖縄県那覇市安里381-2-2F
	A	舞踊	バレエ	有限会社 小林バレエ事務所	小林紀子バレエ・シアター	151-0053	東京都渋谷区代木5-13-2
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 鎌倉能舞台	公益財団法人 鎌倉能舞台	248-0016	神奈川県鎌倉市長谷3-5-13
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 影向舎	公益社団法人 宝生会	243-0005	神奈川県厚木市松枝1丁目4番7号
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	株式会社 萬狂言	萬狂言	170-0013	東京都豊島区東池袋5-7-4 マール東池袋7F
	A	伝統芸能	邦楽	株式会社 北前船	太鼓芸能集団 鼓童	952-0611	新潟県佐渡市小木金田新田148-1
	A	伝統芸能	演芸	公益社団法人 上方落語協会	公益社団法人 上方落語協会	530-0043	大阪市北区天満4丁目12-7
	C	演劇	児童劇	有限会社 劇団風の子	劇団風の子	192-0152	東京都八王子市美山町1320-1
	C	メディア芸術	映像	一般社団法人 こども映画教室	こども映画教室	158-0084	東京都世田谷区東玉川11-32-23 こども映画教室事務局

⑥「令和2年度文化芸術による子供育成総合事業—巡回公演事業—」公演団体一覧
G～Jブロック

ブロック	区分 採択	分野	種目	制作団体名	公演団体名	郵便番号 (制作団体)	所在地 (制作団体)
G 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 広島市 岡山市	A	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 名古屋フィルハーモニー交響楽団	名古屋フィルハーモニー交響楽団	460-0022	愛知県名古屋市中区金山1-4-10 名古屋市音楽プラザ4F
	A	音楽	オーケストラ等	東京佼成ウインドオーケストラ	東京佼成ウインドオーケストラ	166-8537	東京都杉並区和田2-11-1
	A	演劇	児童劇	有限会社 若駒	民族芸能アンサンブル若駒	534-0021	大阪市都島区都島本通2-4-9
	A	演劇	児童劇	有限会社 人形劇団京芸	人形劇団京芸	611-0022	京都府宇治市白川鍋倉山35-20
	A	演劇	演劇	有限会社 東京演劇アンサンブル	東京演劇アンサンブル	352-0011	埼玉県新座市野火止3-16-24
	A	演劇	ミュージカル	有限会社 ショーマンシップ	劇団ショーマンシップ	810-0063	福岡県福岡市中央区唐人町1-10-1 カランドパー2203
	A	舞踊	バレエ	一般社団法人 貞松・浜田バレエ団	一般社団法人 貞松・浜田バレエ団	657-0822	神戸市灘区畑原通3-6-6
	B	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 観世九皇会	公益財団法人 観世九皇会	162-0805	東京都新宿区矢来町60番地
	A	伝統芸能	邦楽	有限会社 古典空間	有限会社 古典空間	151-0062	東京都渋谷区元代々木町10-2 西俣ビル1F
	A	伝統芸能	邦舞	公益社団法人 日本舞踊協会	公益社団法人 日本舞踊協会	104-0054	東京都中央区勝どき2-18-1-210
	A	伝統芸能	演芸	株式会社 創	ちびっ子寄席 みんなで作り参加する みんなの寄席	534-0011	大阪府大阪市都島区高倉町1丁目2番18号
	C	音楽	オーケストラ等	特定非営利活動法人 京都フィルハーモニー室内合奏団	京都フィルハーモニー室内合奏団	604-8135	京都市中京区東洞院通三条下る 三文字町200番地 ミックナカムラ303号室
	C	演劇	児童劇	企業組合 劇団風の子九州	劇団風の子九州	814-0002	福岡県福岡市早良区西新5丁目5-13
	H 兵庫県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 神戸市	A	音楽	合唱	一般財団法人 合唱音楽振興会	東京混声合唱団	169-0051
B		音楽	オーケストラ等	公益財団法人 神奈川フィルハーモニー管弦楽団	神奈川フィルハーモニー管弦楽団	231-0004	神奈川県横浜市中央区元浜町2丁目13番地
A		音楽	オーケストラ等	公益財団法人 日本センチュリー交響楽団	日本センチュリー交響楽団	561-0885	大阪府豊中市岡野1-1 きたしん豊中ビル6階
A		音楽	オーケストラ等	公益財団法人 関西フィルハーモニー管弦楽団	関西フィルハーモニー管弦楽団	552-0007	大阪府港区弁天1-2-4-700 大阪ベータタワーエス7F
A		音楽	音楽劇	堺シティオペラ 一般社団法人	堺シティオペラ 一般社団法人	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町4-256
A		演劇	児童劇	株式会社 人形劇団むすび座	人形劇団むすび座	459-8001	愛知県名古屋市長区大高町字川添86
A		演劇	演劇	有限会社 劇団東京芸術座	劇団東京芸術座	177-0042	東京都練馬区下石神井4-19-11
A		演劇	ミュージカル	有限会社 劇団ドリームカンパニー	有限会社 劇団ドリームカンパニー	812-0054	福岡県福岡市東区馬出1丁目8番20号
A		舞踊	バレエ	一般社団法人 法村友井バレエ団	一般社団法人 法村友井バレエ団	543-0052	大阪市天王寺区大道2-5-9
A		伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 片山家能楽・京舞保存財団	公益財団法人 片山家能楽・京舞保存財団	605-0088	京都市東山区新門前大和大路東西之町224
A		伝統芸能	人形浄瑠璃	一般社団法人 糸座	糸あやつり人形一糸座	187-0045	東京都小平市学園西町2-14-21-3F
A		伝統芸能	邦楽	公益社団法人 日本三曲協会	公益社団法人 日本三曲協会	107-0052	東京都港区赤坂2丁目15-12 パール赤坂403
A		伝統芸能	演芸	わんぱく企画 有限会社	わんぱく寄席(小学校の場合)・学校寄席(中学校の場合)	249-0005	神奈川県逗子市桜山8-10-13 オリエンツ逗子202号室
C		演劇	児童劇	企業組合 劇団風の子九州	劇団風の子九州	814-0002	福岡県福岡市早良区西新5丁目5-13
C	メディア芸術	映像	一般社団法人 こども映画教室	こども映画教室	158-0084	東京都世田谷区東玉川1-32-23 こども映画教室事務局	
I 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 福岡市 北九州市 熊本市	A	音楽	合唱	公益社団法人 関西二期会	公益社団法人 関西二期会	540-0026	大阪市中央区内本町2-3-11-601
	A	音楽	オーケストラ等	公益財団法人 九州交響楽団	公益財団法人 九州交響楽団	814-0133	福岡県城南区七隈一丁目11番50号 赤永文化センター内
	A	音楽	オーケストラ等	特定非営利活動法人 京都フィルハーモニー室内合奏団	京都フィルハーモニー室内合奏団	604-8135	京都市中京区東洞院通三条下る 三文字町200番地 ミックナカムラ303号室
	A	演劇	児童劇	公益社団法人 教育演劇研究協会	劇団たんぼぼ	435-0015	静岡県浜松市東区子安町323-3
	A	演劇	児童劇	企業組合 劇団仲間	劇団仲間	164-0012	東京都中野区本町4-26-5 Sビル202
	A	演劇	演劇	有限会社 劇団銅鑼	有限会社 劇団銅鑼	174-0064	東京都板橋区中台1-1-4
	A	演劇	ミュージカル	有限会社 遊玄社	演劇集団遊玄社	164-0003	東京都中野区東中野3-4-2
	B	舞踊	バレエ	一般財団法人 谷桃子バレエ団	谷桃子バレエ団	158-0083	東京都世田谷区奥沢5丁目23番20号 パロンズコート自由が丘B1
	A	伝統芸能	歌舞伎・能楽	公益財団法人 山本能楽堂	公益財団法人 山本能楽堂	540-0025	大阪市中央区徳井町1-3-6
	A	伝統芸能	邦楽	有限会社 古典空間	一般社団法人 義太夫協会	151-0062	東京都渋谷区元代々木町10-2 西俣ビル1F
	A	伝統芸能	演芸	有限会社 三栄企画	話芸の三きょうだい ～落語・講談・浪曲の世界～	556-0015	大阪府大阪市浪速区敷津西2-1-11-803
	C	音楽	オーケストラ等	特定非営利活動法人 京都フィルハーモニー室内合奏団	京都フィルハーモニー室内合奏団	604-8135	京都市中京区東洞院通三条下る 三文字町200番地 ミックナカムラ303号室
	C	演劇	児童劇	企業組合 劇団風の子九州	劇団風の子九州	814-0002	福岡県福岡市早良区西新5丁目5-13
	J 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	A	音楽	オーケストラ等	公益社団法人 広島交響楽協会	広島交響楽団	730-0842
A		音楽	オーケストラ等	一般社団法人 日本テレマン協会	テレマン室内オーケストラ	530-0002	大阪市北区曽根崎新地2-1-17
A		音楽	音楽劇	株式会社 オフィス・ヘンミ・クリエイティブ	東京オペレッタ劇場	104-0045	東京都中央区築地2-14-6LXSビル802
A		演劇	児童劇	企業組合 劇団風の子九州	劇団風の子九州	814-0002	福岡県福岡市早良区西新5丁目5-13
A		演劇	児童劇	有限会社 人形劇団クラルテ	人形劇団クラルテ	559-0015	大阪府住之江区南加賀屋3-1-7
B		演劇	演劇	有限会社 青年劇場	秋田雨雀・土方与志記念 青年劇場	160-0022	東京都新宿区新宿2-9-20 間川ビル4階
A		舞踊	現代舞踊	株式会社 ナチュラルダンスアトル	ナチュラルダンスアトル	167-0051	東京都杉並区荻窪1-11-12
A		伝統芸能	歌舞伎・能楽	一般財団法人 能楽堂嘉祥閣	一般財団法人 能楽堂嘉祥閣	604-0866	京都府京都市中京区西方寺町160-1
A		伝統芸能	人形浄瑠璃	公益財団法人 淡路人形協会	淡路人形座	656-0475	兵庫県南あわじ市三篠880番地
A		伝統芸能	邦楽	株式会社 東京コンサーツ	一般社団法人 伶楽舎	169-0051	東京都新宿区西早稲田2-3-18 AVACOビル2F
A		伝統芸能	演芸	株式会社 CHURA	一般社団法人 沖縄歌舞劇団 美	902-0076	沖縄県那覇市与儀368-13-1F
C		音楽	オーケストラ等	特定非営利活動法人 京都フィルハーモニー室内合奏団	京都フィルハーモニー室内合奏団	604-8135	京都市中京区東洞院通三条下る 三文字町200番地 ミックナカムラ303号室

⑦ 「文化芸術による子供育成総合事業」ウェブサイト

手引き・様式類のダウンロードはこちらから

文化芸術による子供育成総合事業 ウェブサイト

http://www.kodomogeijutsu.go.jp/

(イメージ図 ※実際とデザインが異なる場合があります)

文化芸術による子供育成総合事業

募集に関する情報 ▶ 事業パンフレット ▶

巡回公演事業 芸術家の派遣事業 子供 夢・アート・アカデミー コミュニケーション能力向上事業

募集に関する情報 ▶

令和2年度の募集については、各事業ページではなく上記「募集に関する情報」バナーから御確認ください。

【巡回公演事業】
をクリック

文化芸術による子供育成総合事業

募集に関する情報 ▶ 事業パンフレット ▶

巡回公演事業 芸術家の派遣事業 子供 夢・アート・アカデミー コミュニケーション能力向上事業

巡回公演事業

トップ > 巡回公演事業

【学校関係者の方へ】より、

- ・実施の手引き
- ・交通費申請書・支払依頼書兼請求書
- ・実施報告書
- ・実施状況調
- ・完了報告書 等ダウンロード可能

令和元年度 公演日程・内容
団体ホームページ・プログラム一覧 ▶

学校関係者の方へ 制作団体の方へ

⑧ 「文化芸術による子供育成総合事業」実施要綱

「文化芸術による子供育成総合事業」実施要綱

平成26年4月1日 文化庁長官決定

平成31年1月31日 文化庁長官決定

1 趣 旨

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげる。

2 事業の内容

(1) 巡回公演事業

ア 実施内容

小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校（小学部、中学部）において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を実施する。その際、事前に公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行う（複数が合同で実施する場合を含む。）。

イ 公演演目

合唱、オーケストラ、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸等の実演芸術等

ウ 演目

芸術性の高い評価の定まったものを中心とし、かつ児童・生徒の鑑賞に適した内容のもの

エ 公演団体

公演種目及び演目の実施に関し、相応の実績を有する文化芸術団体

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

(ア) 実施内容

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校・中学校等」という。）に個人又は少人数の芸術家を派遣し、当該分野における講話、実技披露、実技指導等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家イ 特定非営利活動法人等提案型

(ア) 実施内容

文化芸術の振興を目的とする特定非営利活動法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人又は特例民法法人（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、小学校・中学校等における文化芸術活動のニーズを踏まえて、小学校・中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い、小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、当該分野における講話、実技披露、実技指導等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

(ア) 実施内容

小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家イ 特定非営利活動法人等提案型

(ア) 実施内容

特定非営利活動法人等が、小学校・中学校等における文化芸術活動のニーズを踏まえて、小学校・中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い、小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

3 主催者

主催者は、次のとおりとし、必要に応じて、会場の管理者、市（区）町村、市（区）

町村教育委員会，その他文化庁長官が適当と認める者を加えることができる。

(1) 文化庁

(2) 都道府県，都道府県教育委員会，政令指定都市，政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数（以下「都道府県等」という。）

(3) 小学校・中学校等

4 参加者

参加者は，原則として児童・生徒，教職員及び保護者とする。

5 実施会場

実施会場は，原則として小学校・中学校等の施設とする。ただし，複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設が無い場合等には，文化施設等適切な施設で実施することができる。

6 事業の決定

(1) 巡回公演事業

ア 文化庁長官は，出演を希望する公演団体の中から芸術文化及び学校教育に識見を有する者で構成される企画委員会の審査を経て，公演団体及び演目を決定する。

イ 文化庁長官は，都道府県等からの推薦を受け，実施校を決定する。

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

文化庁長官は，都道府県等からの推薦を受け，被派遣者及び実施校を決定する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁長官は，特定非営利活動法人等からの推薦を受け，被派遣者及び実施校を決定する。

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

文化庁長官は，都道府県等からの推薦を受け，被派遣者及び実施校を決定する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁長官は，特定非営利活動法人等からの推薦を受け，被派遣者及び実施校を決定する。

7 実施方法

(1) 本事業は文化庁が直接実施するものとする。ただし，文化庁は事業の実施に当たり，業務の一部を委託できるものとする。

(2) 文化庁は，本事業の実施に当たり，文部科学省初等中等教育局と連携する。

(3) 小学校・中学校等は，本事業の実施に当たり，国語・音楽等の教科や総合的な学習

の時間、特別活動の中の学校行事等に位置付けることとする。

8 経費の負担

(1) 巡回公演事業

文化庁は、予算の範囲内で、公演費、派遣費、児童・生徒が実施会場へ移動する際の交通費の一部及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、講演等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、講演等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、ワークショップ等の実施に要する諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、ワークショップ等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(4) 文化庁以外の主催者が負担する経費

文化庁以外の主催者は、上記(1)から(3)に規定する文化庁負担経費以外に必要な経費を負担する。

9 事業の報告

事業を実施した3(3)の者は、事業終了後30日以内又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、都道府県等を通じて事業実施報告書を文化庁に提出するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化庁次長が別に定める。

令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業-巡回公演事業-実施の手引きに係る主な変更点について

令和2年6月16日

項目	学校用		令和2年度学校用 手引き内 届出ページ
	令和元年度(前年度)	令和2年度	
事業実施期間	①-3: 事業実施期間 (1)ワークショップ: 令和元年5月7日から令和元年12月27日まで (2)公演: 令和元年6月1日から令和元年12月27日まで ※ワークショップは、原則として公演の30日前までに実施してください。	①-3: 事業実施期間 (1)ワークショップ: 令和2年6月7日(木)から令和3年1月29日(金)まで (2)公演: 令和2年6月1日(月)から令和3年1月29日(金)まで ※今年度の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常期間内での実施が難しい場合があるかと思っております。令和3年2月26日(金)までを対象実施期間とします。令和3年2月1日以降への日程延期等が見込まれる場合は実施団体又は事務局まで御連絡ください。	2ページ
主催者	①-5: 主催者 主催者は次のとおりとし、必要に応じて会場の管理者、市(区)町村、市(区)町村教育委員会を加えることができます。 (1)文化庁 (2)都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数(以下「都道府県等」という。) (3)小学校・中学校等	①-5: 主催者 主催者は次のとおりとし、必要に応じて会場の管理者、市(区)町村、市(区)町村教育委員会を主催者として加えることができます。 (1)文化庁 (2)都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数(以下「都道府県等」という。) (3)小学校・中学校等	2ページ
実施の流れ	②-1: 事業の流れ (図表)	②-1: 事業の流れ ■図表の差し替え ※事業全体の実施の流れは変わりません。 ※「ワークショップ完了確認書」「本公演完了確認書」がそれぞれ紙媒体・押印原本送付での報告方法から、メール送信による完了報告方法に変更となりました。	4ページ
書類の提出期限 及び 提出方法について	②-3: 提出書類 一覧 【様式11】ワークショップ完了確認書 【様式12】本公演完了確認書 →ワークショップ終了時に制作団体責任者に渡してください。 【様式15】交通費申請書 →都道府県等から事務局への提出締切: 実施の30日前迄 【様式16】交通費支払依頼書兼請求書 【様式13】実施報告書 【様式14】実施状況調 →都道府県等から事務局への提出締切: 公演終了後30日以内	②-3: 提出書類 一覧 【書式任意】実施終了報告(旧: 完了確認書) →実施当日又は翌日までにメール又はFAXにて事務局まで送信してください。 【様式11】交通費申請書 →都道府県等から事務局への提出締切: 実施の30日前迄 【様式12】交通費支払依頼書兼請求書 【様式13】実施報告書 【様式14】実施状況調 →都道府県等から事務局への提出締切: 公演終了後30日又は3月10日いずれかの早い方 ※事業実施期間の変更に伴い、様式の提出期日が一部変更になっています。 ※【様式11】、【様式12】の各完了確認書類について、報告方法が変更になります。 (紙媒体・押印原本の提出からメールやFAX等の記録が残る方法での報告に変更となります。)	5ページ 【様式11】 【様式12】 21~24ページ 【様式13】 【様式14】 16~18ページ 【実施終了報告】 10~11ページ 14~15ページ
天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き方法	(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き ①変更発生時に都道府県・政令指定都市教育委員会(又は都道府県が指定する市区町村等の担当部局)へメールまたはFAXで状況報告 ↓ ②変更発生時に都道府県・政令指定都市教育委員会(又は都道府県が指定する市区町村等の担当部局)より事務局へ変更内容共有 ↓ ③事務局より届出書の作成依頼 ↓ ④届け出(書面)の作成・提出	(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き ■図表の差し替え ※下記の通り紙媒体での届出の時期が変更になっています。 ①変更発生時に都道府県・政令指定都市教育委員会(又は都道府県が指定する市区町村等の担当部局)へメールまたはFAXで状況報告 ↓ ②届け出(書面)の提出 【日程変更届】 決定通知と異なる日付での実施となった場合は、実施完了時に報告書とともに「日程変更届」を作成、都道府県・政令指定都市を通して御提出ください。 (日程変更届の作成については適宜御案内します。) 【事業中止報告書】 学校団体からともに中止の申し出があった時点で中止の扱いとし、事務局より都道府県・政令指定都市を通して「事業中止報告書」の作成依頼及び手続の御案内します。	8ページ
ワークショップ について	(12ページ)④-1: ワークショップについて ワークショップの実施は必須です。	④-1: ワークショップについて ※新型コロナウイルス感染症の影響や学校の状況に応じて判断をお願いします。	10ページ
各種様式について	②-3: 提出書類 一覧 【様式11】ワークショップ完了確認書 【様式12】本公演完了確認書 【様式13】実施報告書 【様式14】実施状況調 【様式15】交通費申請書 【様式16】交通費支払依頼書兼請求書	②-3: 提出書類 一覧 ※下記の通り様式番号が変更となりました。 【様式11】交通費申請書 【様式12】交通費支払依頼書兼請求書 【様式13】実施報告書 【様式14】実施状況調 【様式11】ワークショップ完了確認書 一任意様式(FAXまたはメール) 【様式12】本公演完了確認書 一任意様式(FAXまたはメール)	5ページ
	(5ページ)②-3: 提出書類 一覧 (12~13ページ)③-2: ワークショップ終了後の報告書類 (16~17ページ)④-3: 公演終了後の報告書類	(5ページ) ②-3: 提出書類 一覧 (10~11ページ)③-2: ワークショップ終了後の報告書類 (14~15ページ)④-3: 公演終了後の報告書類 ※「ワークショップ実施完了報告」「本公演実施完了報告」の方法について紙媒体・原本郵送を廃止し、メールまたはFAXでの御報告方法に変更しています。 ※ワークショップ、本公演ともに実施完了報告自体は必要ですので、この点ご留意いただけますようお願いいたします。 ※完了報告期限は、ワークショップの終了後、実施完了報告を当日又は翌日までです。	5ページ 10~11ページ 14~15ページ
プログラムデータの作成について	【様式13】実施報告書 ※文書内へ「文書番号」を記載する箇所について、予め文書番号が記載された状態の様式を事業専用WEBサイトへ提出していました。	【様式13】実施報告書 ※文書内へ「文書番号」を記載する箇所について、空欄の状態の様式を事業専用WEBサイトへ提出します。通知文書番号の記載漏れや文書番号の誤りに御留意ください。	16ページ
		※団体から学校へプログラムを送付する期限は、1週間前までに変更となりました。 (令和元年度までは2週間前までとしていました。)	-

項目	団体用		
	令和元年度(前年度)	令和2年度	令和2年度団体用 手引き内 掲出ページ
事業実施期間	3. 実施期間 (1) ワークショップ: 令和元年5月7日から令和元年12月27日まで (2) 公演: 令和元年6月1日から令和元年12月27日まで ※ワークショップは、原則として公演の30日前までに実施してください。	3. 実施期間 (1) ワークショップ: 令和2年5月7日(木)から令和3年1月29日(金)まで (2) 公演: 令和2年6月1日(月)から令和3年1月29日(金)まで ※今年度の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常期間内での実施が難しい場合があるかと思っております。令和3年2月26日(金)までを対象実施期間とします。 令和3年2月1日以降への日程延期等を必要とする場合は、事務局へ御相談ください。	2ページ
主催者	4. 主催者 主催者は次のとおりとし、必要に応じて会場の管理者、市(区)町村、市(区)町村教育委員会を加えることができます。 (1) 文化庁 (2) 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数(以下「都道府県等」という。) (3) 小学校・中学校等	5. 主催者 主催者は次のとおりとし、必要に応じて会場の管理者、市(区)町村、市(区)町村教育委員会その他文化庁長官が適当と認める者を主催者として加えることができます。 (1) 文化庁 (2) 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数(以下「都道府県等」という。) (3) 小学校・中学校等	2ページ
実施の流れ	1. 実施の流れ (図表)	1. 実施の流れ ■図表の差し替え ※事業全体の実施の流れは変わりません。 ※各実施校が作成・提出していた「ワークショップ完了確認書」「本公演完了確認書」について、紙媒体・押印原本を送付または団体へ手渡し提出方法から、事務局へ直接メール又はFAXを送信する方法に変更となりました。	3ページ
書類の提出期限及び提出方法について	7. 提出書類一覧表 様式1 見積書 様式2 キャスト表 様式3 出演料内訳 様式4 旅費算定基礎表 様式5 車両行程表兼運転手当支払確認表 一 根拠書類・各種理由書 一 令和元年5月17日(金) 公演プログラム 一 校正データの送信: 公演実施21日前まで 提出データの送信: 公演実施14日前まで 学校へのデータ送信: 公演実施14日前まで 様式2 キャスト表 様式3 出演料内訳 様式4 旅費算定基礎表 様式5 車両行程表兼運転手当支払確認表 様式7 公演完了報告書 様式8 精算報告書(委託業務完了報告書) 様式9 本公演日当支払明細 様式10 ワークショップ謝金・日当支払明細 一 証憑書類 一 公演終了後45日以内 様式11 ワークショップ完了確認書 様式12 公演完了確認書 一 公演終了後30日以内	7. 提出書類一覧表 様式1 見積書 様式2 キャスト表 様式3 出演料内訳 様式4 旅費算定基礎表 様式5 車両行程表兼運転手当支払確認表 一 根拠書類・各種理由書 一 令和2年6月30日(火) 公演プログラム 一 校正データの送信: 公演実施14日前まで 提出データの送信: 公演実施7日前まで 学校へのデータ送信: 公演実施7日前まで 様式2 キャスト表 様式3 出演料内訳 様式4 旅費算定基礎表 様式5 車両行程表兼運転手当支払確認表 様式7 公演完了報告書 様式8 精算報告書(委託業務完了報告書) 様式9 本公演日当支払明細 様式10 ワークショップ謝金・日当支払明細 一 証憑書類 一 公演終了後45日以内又は令和3年3月10日のいずれか早い日 様式11 ワークショップ完了確認書 様式12 公演完了確認書 ※報告方法変更のため、団体側での回収は不要となりました。	10ページ 【様式1～5】 (見積時) 8ページ プログラムデータ 36～37ページ 【様式2～5】 【様式7～10】 (精算時) 9ページ
天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き方法	(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き (図表)	(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期場合の手続き ■図表の差し替え ※連絡共有の流れについて変更はありません。	4ページ
ワークショップについて	-	※新型コロナウイルス感染症の流行状況や影響や学校の状況に応じた対応の検討をお願いします。	-
各種様式について	4. 事業完了報告 ●各ワークショップ終了後及び各本公演終了後、学校から提出を受けた【様式11】ワークショップ完了確認書、【様式12】公演完了確認書について、記載の不備や不足がないことを確認の上、提出してください。 提出期限: 各ワークショップ及び各本公演終了後30日以内(厳守) ※各ワークショップ及び各公演終了後30日以内に、写し(PDF)を事務局へお送りください(原本は、全公演終了後、【様式7】公演完了報告書と併せて提出してください)。 【様式1】見積書 (42ページ) 【様式2】キャスト表 (43ページ) 【様式3】出演料内訳 (44ページ) 【様式7】公演完了報告書 (47ページ) 【様式8】精算報告書(委託業務完了報告書) (48ページ)	※報告方法変更のため【様式11】ワークショップ完了確認書と【様式12】公演完了確認書については団体側での回収は不要となりました。 【様式1】見積書 ※算出根拠の種類を選択(手入力も可)に変更しています。 ※外部発注の場合も算出根拠の種類を選択をお願いします。 【様式2】キャスト表 ※ワークショップのキャスト表について、上部に1日に2校以上実施する場合の記載欄を付加しました。 【様式3】出演料内訳 ※「証憑書類番号」欄を付加しました。精算時に証憑書類の番号を記載してください。 【様式7】公演完了報告書 ※「決定通知文書番号」欄、「ワークショップ対応方法」欄を付加しました。 【様式8】精算報告書(委託業務完了報告書) ※様式全体の記載形式が変更になっています。	【様式1】40ページ 【様式2】41ページ 【様式3】42ページ 【様式7】45ページ 【様式8】46～47ページ
プログラムデータの作成について	1. プログラムデータの作成 (38～39ページ)	1. プログラムデータの作成 ■提出内容について ※記載必須項目一記載対象への変更 ・実施校名、実施予定日、地元主催者 ※記載必須項目一提出任意への変更 ・「国際音楽の日」について ■各手続きの期限 校正データの送信: 公演実施14日前まで 提出データの送信: 公演実施7日前まで 学校へのデータ送信: 公演実施7日前まで	36～37ページ